

平成 26 年 3 月 28 日
消 防 庁

「平成 25 年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表

救急出動件数は年々増加しており、今後も引き続き救急需要の増大が見込まれる中、救急搬送体制の強化や救急業務の高度化等、救急業務の今後の課題やそれに対する対応策を検討するため、消防庁では「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。

特に、救急救命士を含む救急隊員等の教育のあり方、通信指令員の救急に係る教育のあり方については、重要な検討項目として、検討会の下に「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」を設け、必要な検討を行いました。

これらについて、検討した結果を報告書として取りまとめましたので、別添のとおり公表します。

【検討の概要】

1. 救急業務の高度化
ICT、ビデオ喉頭鏡の活用について
2. 消防と医療の連携
傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する実施基準の運用状況等について
3. 応急手当の普及促進
学校教育における子ども達への効果的な応急手当の普及策について
4. 救急業務に携わる職員の教育のあり方
 - (1) 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方
 - (2) 救急隊員の生涯教育のあり方
 - (3) 通信指令員の救急に係る教育のあり方
 - (4) 救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1 の策定
5. 救急業務実施基準の見直し検討
救急車積載資器材について

【別添資料】

「平成 25 年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」のポイント
※[報告書全文](#)については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



【連絡先】

消防庁救急企画室
担当：川本補佐・石田係長・渡部事務官
TEL：03-5253-7529（直通）
FAX：03-5253-7539

平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書のポイント

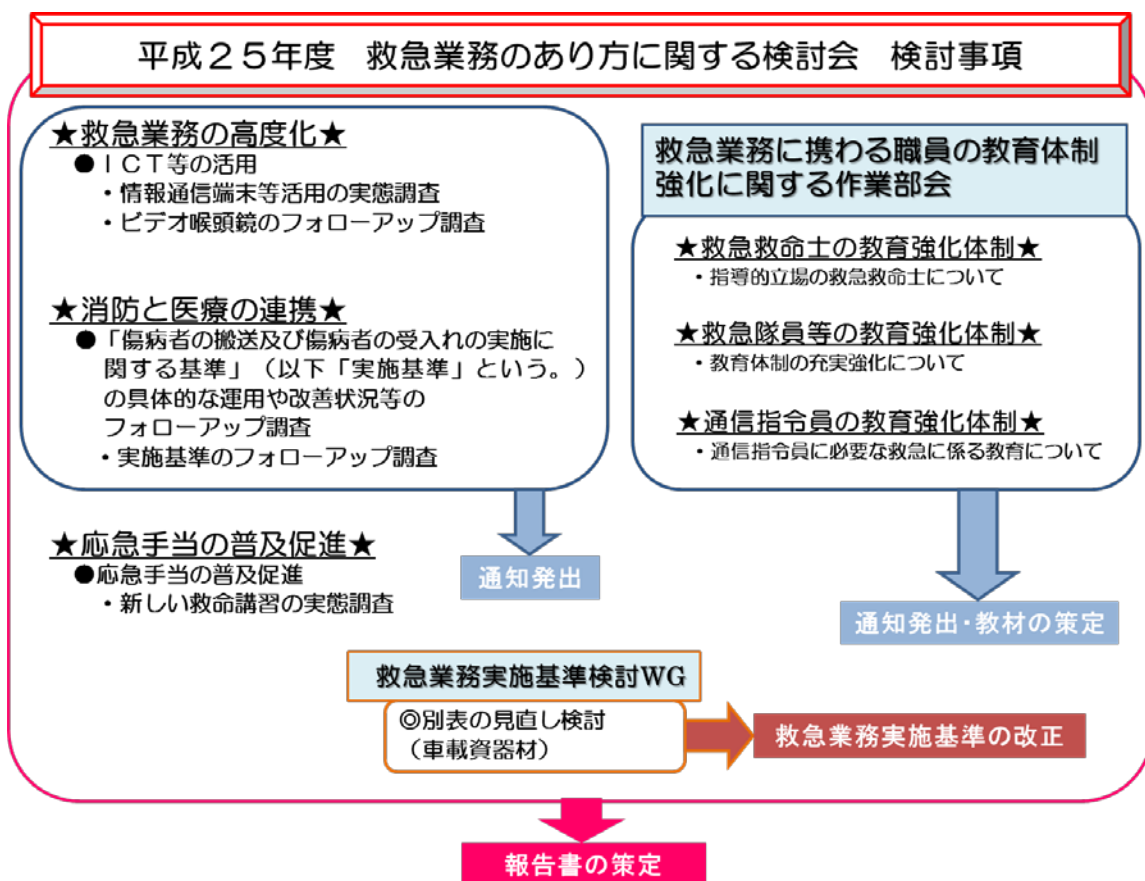
1. 検討会設置の背景と目的

平成 24 年中における全国の救急業務の実施状況について、出動件数が 580 万件を越え、前年と比較して約 9 万件（1.7%）増加し、搬送人員についても約 525 万人（前年比約 7 万人、1.3%増）となり、出動件数、搬送人員ともに過去最多を記録した。

このような背景の中、救急業務を取り巻く様々な検討事項について、今後の救命効果の向上を図ることを目的に、「救急業務のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」（座長：山本保博 東京臨海病院病院長）を 3 回に渡り開催し、必要な研究・検討を行った。

この中で、特に救急救命士を含む救急隊員等の教育のあり方、通信指令員の救急に係る教育のあり方については、重要な検討項目として、検討会の下に「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会（以下、「作業部会」という。）」（部会長：横田順一朗 市立堺病院副院長）を設置し、必要な検討を行った。

救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目



2. 概要

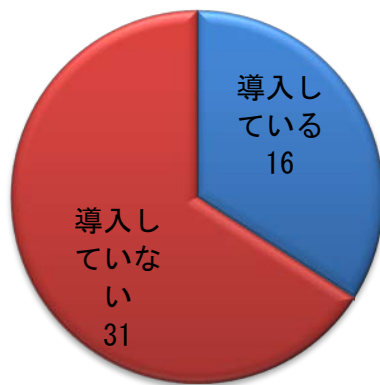
(1) 救急業務の高度化

ア. ICTの活用

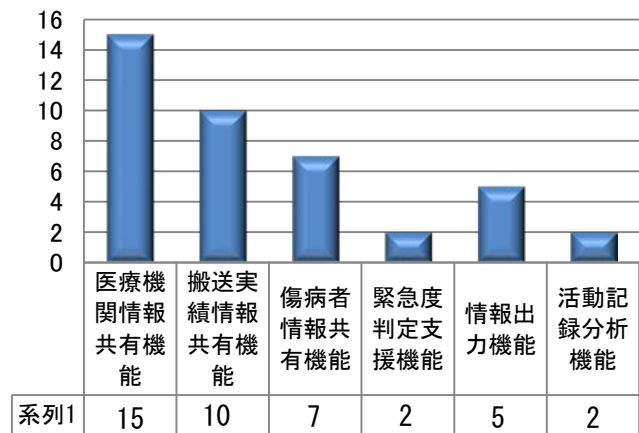
救急出動件数が年々増加し病院収容所要時間等が延伸している中、円滑な傷病者の搬送と受入れの一層の推進のため、既にいくつかの団体ではタブレット型情報通信端末等の救急業務への活用による効果的な取組が行われているところである。

今回実施した実態調査では、都道府県の全域又は一部地域でICTを導入している団体は16団体との結果であった。また、ICTの各種機能別に導入状況をみると、導入済みと回答した16団体中、ほぼ全ての15の団体で「医療機関情報共有機能」を導入しており、次いで「搬送実績情報共有機能」や「傷病者情報共有機能」の導入が多く、これら機能について併用し活用している。

救急業務でのICT導入団体数



ICTの活用機能



消防庁においては、救急業務におけるICTの活用は、円滑かつ適切な搬送・受入体制の確保において改めて重要と認識しているところであり、地方公共団体における救急業務の実情や、消防機関、医療機関、その他関係機関のニーズを踏まえつつ、地方公共団体におけるICTを活用した救急業務の高度化に係る取組を一層推進していく。

イ. ビデオ喉頭鏡の活用

『「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について』（平成23年8月1日付け消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局指導課長通知）の発出から2年余りが経過したビデオ喉頭鏡について、現在の運用状況等について把握し、課題等を抽出するため、全国の消防本部に対しアンケート調査を実施した。

消防本部全体の12.4%（94本部）から「運用している」と回答があった。また、ビデオ喉頭鏡を導入・運用していない437本部にその理由を尋ねたところ、「導入・運用に向けた検討が十分でないため」という回答が62.0%（270本部）と最も多く、次いで「導入・運用に係る財源不足のため」という回答が35.5%（155本部）、「病院実習の教員等の確保が困難であるため」という回答が33.4%（146本部）であった。

ビデオ喉頭鏡の運用にあたっては、30症例の気管挿管病院実習に続いてビデオ喉頭鏡の実習を可能にするなど、各消防本部から養成（認定）について負担軽減を求める声は少なくなく、今後、ビデオ喉頭鏡の運用を視野に入れている各消防本部、MC協議会

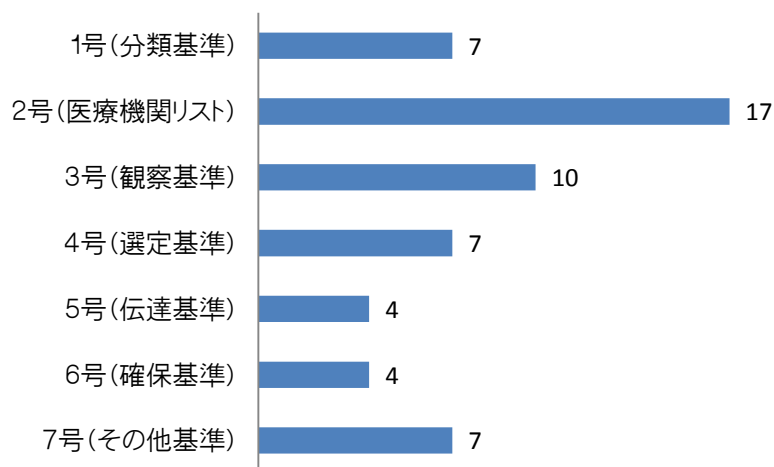
の取組に資するよう、引き続き全国的な動向を注視するとともに、厚生労働省とも連携し、必要な取組を実施していく。

(2) 消防と医療の連携

実施基準の運用状況等を通じた消防と医療の連携について、都道府県に対して実施した実態調査では、昨年度のアンケート調査時点（平成24年10月）以降、実施基準の見直し（改定）を行った都道府県は29団体あり、その主な内容については、実施基準への掲載医療機関の拡充等、医療機関リストの更新を行った都道府県が17団体と最も多く、続いてt-PA静注療法適応までの時間が延長されたことに伴う見直し等、観察基準の見直しを行った都道府県が10団体となっていた。

実施基準の改定内容

（昨年度の調査時点以降に見直しを行った29団体中、複数回答）



消防庁においては、今年度、アンケート調査やヒアリング等を行うとともに、各地域の先進的な取組事例や共通する課題等を踏まえ、各団体が関係機関間の「顔の見える関係」の構築や実施基準の改定に積極的に取り組むよう、各地方公共団体あて「「消防と医療の連携」及び「ICTを活用した救急業務の高度化」について」（平成25年12月20日付け消防庁救急企画室長通知）を発出したところであり、引き続き各地域の課題や先進事例等に着目しつつ、関係機関を対象に必要なフォローアップを行っていく必要がある。

(3) 応急手当の普及促進

学校教育における子ども達への効果的な応急手当の普及策（学校と消防の連携方策等）について把握するため、全国の消防本部に対するアンケート調査を実施し、先進的な取組事例等を抽出した。都道府県の10.6%（5団体）、消防本部の54.5%（418本部）で小学校中高学年を対象とした応急手当の普及促進への取組を実施している状況が明らかとなった。

先進取組事例では、教育委員会や学校等との連携体制の構築が図られている事例について紹介し、今後、このような取組を参考にするなど、各地での連携体制の構築について必要な取組が図られることが望まれる。

また、全ての学校を対象を広げていく際には、教職員や地域住民を対象とした応急手当普及員の養成等、人材育成の取組についても進めていく必要がある。

(4) 救急業務に携わる職員の教育のあり方

ア. 教育のあり方に関する実態（アンケート調査）

救急業務に携わる職員の教育のあり方について、平成 24 年度に引き続き各消防本部における教育訓練の実態を把握し、教育のあり方や救急業務の質の維持、向上を目的とした支援方策等を検討するための資料とすることを目的に、全国の消防本部に対して実態調査（アンケート調査）を実施した。また、一部の項目については昨年度のアンケート結果との比較を行った。

主な調査項目：救急救命士の再教育の実施状況
指導的立場の救急救命士について
救急隊員の教育訓練の実施状況
通信指令員等への救急に係る教育の実施状況
救急に携わる職員の教育のあり方について 等

イ. 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

全国で一定の質が担保された教育、指導が図られるよう、指導救命士に必要な要件の確定や、養成のためのカリキュラム等について引き続き検討を行った。

要件については、救急隊長や救急救命士としての現場での経験に加え、必要な養成カリキュラムの受講など指導者としての要件を加味したものとし、最終的には所属する消防本部の消防長が推薦し、都道府県 MC 協議会が認定した者を指導救命士とすることとした。

養成カリキュラムについては、教育機関が実施する集合研修のための教育項目について検討を行い、指導者として必要な教育技法や評価技法などを含んだ全体で 100 時限の養成カリキュラムを提示した。

【指導救命士の要件】

- 1 救急救命士として、通算 5 年以上の実務経験を有する者。
- 2 救急隊長として、通算 5 年以上の実務経験を有する者。
- 3 特定行為について、一定の施行経験を有する者。
- 4 医療機関において、一定期間の病院実習を受けている者。
- 5 消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表について豊富な経験を有する者。
- 6 必要な養成研修を受けている者。もしくは一定の指導経験を有する者。
- 7 所属する消防本部の消防長が推薦し、都道府県 MC 協議会が認める者。

今後、消防本部の規模に関わらず指導救命士を養成する体制を構築するなど、指導救命士の全国展開に向け一層の議論が望まれる。

ウ. 救急隊員の生涯教育のあり方

平成 24 年度の検討会では、救急隊員に必要な教育内容や教育時間、管理方法、具体的なカリキュラム等が検討され、その結果を取りまとめたものとして「救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方について」（平成 25 年 5 月 9 日付け消防庁救急企画

室長通知)を発出した。

通知では、救急隊員教育における標準的カリキュラムとして最低限の目安である80単位が示されているが、救急隊員には新任救急隊員から現任の救急隊員、救急隊長まで、様々な役割やレベルが存在するため、これらを一律に同じ教育内容とするのは効果的ではない可能性があるため、今年度は、役割別に必要な教育のあり方について議論し、「新任救急隊員」、「兼任救急隊員」、「現任救急隊員」、「救急隊長」の4区分について、それぞれ必要となる教育の考え方や項目等について示した。今後、これを基に、全国で一定の質が担保された救急隊員生涯教育への取組が期待される。

エ. 通信指令員の救急に係る教育のあり方

平成24年度検討会での検討結果を受け、消防庁は「口頭指導に関する実施基準の一部改正等について」(平成25年5月9日付け消防庁次長通知)を発出し、新たな標準口頭プロトコルと119番通報からの導入要領を提示するとともに、通信指令員に対する救急に関する講習項目を提示した。

今年度は、上記講習項目に基づく教育を実施する上で必要となる教材(テキスト)について検討を行い、「通信指令員の救急に係る教育テキスト」として、通信指令員に対する救急に係る教育内容について全国統一的な指針を示した。

オ. 救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver.1 の策定

平成24年度及び今年度の検討結果を踏まえ「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver.1」(以下「指針」という。)としてとりまとめた。

指針では、先に述べた「新任救急隊員」、「兼任救急隊員」、「現任救急隊員」、「救急隊長」の各役割に応じた教育項目、到達目標等を設定するとともに、「指導救命士」を中心とした教育体制を構築することで、体系的に救急隊員生涯教育の推進を図っていくことを目指している。

救急業務法制化から50年が経過し新たな段階として今後、指針を参考とした救急業務に携わる職員への教育が推進されることが望まれる。

(5) 救急業務実施基準(別表)見直し: 救急車に積載する資器材について

救急救命士の処置範囲の拡大に伴う新たな資器材の導入やICTを活用した新たな資器材の導入など、救急業務を取り巻く環境に対応すべく必要とされる資器材については適宜見直しを行っていく必要があることから、今回、実施基準別表の見直しについて検討を行い、その結果として、「救急業務実施基準の一部改正について(平成25年11月29日付け消防庁長官通知)」を都道府県知事あて発出した。

今回の改正では、救急業務の高度化等に伴う資器材として、スコープストレッチャーやバックボード、トリアージタグ、血糖値測定器、呼気二酸化炭素測定器具、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡、情報通信端末などを新たに位置付けるとともに、気道確保用資器材(経鼻エアウェイ、経口エアウェイ等)や、固定用資器材(副子、頸椎固定補助器具等)など用途ごとに整理を行うなど、必要な見直しを行った。今後とも、救急車に積載する救急資器材については、必要に応じ適宜見直しを図っていく必要がある。

3. 委員名簿・開催経緯

(1) 救急業務のあり方に関する検討会

① 委員名簿

※五十音順、○印は座長

阿 真 京 子	(知ろう！小児医療 守ろう！子ども達の会代表)
有 賀 徹	(昭和大学病院 病院長)
有 賀 雄一郎	(東京消防庁救急部長)
石 井 正 三	(日本医師会常任理事)
大 島 光 由	(札幌市消防局警防部長)
酒 井 昭 孝	(山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急主幹)
坂 本 哲 也	(帝京大学医学部教授)
佐 藤 雄一郎	(東京学芸大学社会科学講座准教授)
島 崎 修 次	(国士舘大学大学院救急システム研究科長)
鈴 川 正 之	(自治医科大学救急医学講座教授)
高 城 亮	(奈良県医療政策部長)
二 宗 伸 介	(大阪市消防局救急部長)
山 口 芳 裕	(杏林大学医学部救急医学教授)
○山 本 保 博	(東京臨海病院 病院長)
横 田 順一朗	(市立堺病院 副院長)
横 田 裕 行	(日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授)

オブザーバー

梶 尾 雅 宏 (厚生労働省医政局指導課長)

② 開催経緯

回 数	開催日	主な議題
第1回	平成 25 年 8 月 30 日	(1) 今年度の検討事項について (2) 作業部会の設置について
第2回	平成 25 年 12 月 10 日	(1) 作業部会からの報告 (2) アンケート調査結果について
第3回	平成 25 年 3 月 6 日	(1) 作業部会からの報告 (2) 報告書(案)について

(2) 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会

① 委員名簿

※各班五十音順、○印は班長

作業部会長

横 田 順一朗 (市立堺病院 副院長)

救急救命士の教育のあり方検討班

大 极 隆 (千葉市消防局警防部救急課長)
小 林 一 広 (東京消防庁救急部救急指導課長) ※平成 25 年 9 月 30 日まで
高 橋 浩 (久留米広域消防本部救急防災課救急主幹)
田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)
平 川 正 隆 (消防大学校教務部教務課助教授)
菩 提 寺 浩 (札幌市消防局警防部救急課長)
水 谷 朋 之 (一般財団法人救急振興財団審議役)
矢 島 務 (東京消防庁救急部救急指導課長) ※平成 25 年 10 月 1 日から
○山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)

救急隊員の教育のあり方検討班

○浅 利 靖 (弘前大学大学院医学研究科救急災害医学教授)
石 坂 敏 明 (東京消防庁救急部参事兼救急管理課長)
栗 岡 由 樹 (神戸市消防局警防部救急課長)
玉 川 進 (旭川医療センター 病理診断科医長)
左 博 之 (船橋市消防局救急課課長補佐)

通信指令員の救急に係る教育のあり方検討班

○坂 本 哲 也 (帝京大学医学部教授)
名 取 正 暁 (横浜市消防局警防部司令課長)
林 靖 之 (大阪府済生会千里病院救命救急センター 副センター長)
平 本 隆 司 (東京消防庁警防部副参事 (指令担当)) ※平成 25 年 10 月 1 日から
三 浦 弘 直 (東京消防庁警防部副参事 (指令担当)) ※平成 25 年 9 月 30 日まで
毛 内 昭 彦 (藤沢市消防局警防室警防課通信指令担当主幹)

オブザーバー

坂 本 昌 也 (消防庁消防・救急課課長補佐)
辻 友 篤 (厚生労働省医政局指導課救急医療専門官)
平 中 隆 (横浜市消防局警防部救急課長)

②開催経緯 (作業部会)

回 数	作業部会	救急救命士班会議	救急隊員班会議	通信指令員班会議
第 1 回	9 月 17 日	9 月 25 日	9 月 30 日	10 月 3 日
第 2 回	12 月 3 日	11 月 18 日	11 月 18 日	11 月 21 日
第 3 回	2 月 6 日	1 月 14 日	1 月 14 日	1 月 20 日

(3) 救急業務実施基準見直しWG

①委員名簿

※各班五十音順、○印はWG長

大 极	隆	(千葉市消防局警防部救急課長)
栗 岡	由 樹	(神戸市消防局警防部救急課長)
小 林	一 広	(東京消防庁救急部救急指導課長) ※平成 25 年 9 月 30 日まで
高 橋	浩	(久留米広域消防本部救急防災課救急主幹)
田 邊	晴 山	(救急救命東京研修所教授)
左	博 之	(船橋市消防局救急課課長補佐)
平 中	隆	(横浜市消防局警防部救急課長)
菩 提	寺 浩	(札幌市消防局警防部救急課長)
矢 島	務	(東京消防庁救急部救急指導課長) ※平成 25 年 10 月 1 日から
○山 口	芳 裕	(杏林大学医学部救急医学教授)

②開催経緯

回 数	実施基準見直し検討WG
第 1 回	平成 25 年 9 月 25 日
第 2 回	平成 25 年 11 月 18 日

【参 考】

平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

（開催）

第 1 条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（目的）

第 2 条 今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的とする。

（検討会）

第 3 条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。

3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。

4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。

5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。

6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

（作業部会）

第 4 条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

（構成員の任期）

第 5 条 構成員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとするが延長を妨げないものとする。

（運営）

第 6 条 検討会及び作業部会の運営は、救急企画室が行う。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。